

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 一時払養老保険の満期保険金

Q：夫の扶養家族になっている主婦ですが、5年ものの一時払養老保険の満期保険金を受け取りました。この保険金について、確定申告が必要でしょうか。

A：確定申告の必要はありません。

【解説】

一時払養老保険等の差益については、金融類似商品として、その差益に対して20%の源泉分離課税が行われます。

この差益とは、生命保険契約、損害保険契約又はこれらに類する共済契約で、保険料又は掛金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法を含みます。）等を内容とするもののうち、保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるもので5年以内に解約されたものにもとづく差益（満期保険金等の給付金－支払った保険料又は掛金の合計額）をいいます。

ご質問の場合、5年ものの一時払養老保険とのことですので、満期時に所得税、住民税を合わせて20%の税金が源泉徴収されています。この源泉徴収で課税は終了しますので、確定申告の必要はありません。ちなみに、確定申告で余分に納めた税金を還付してもらうといったこともできません。

なお、源泉分離課税で納税が完了した差益金については、その多少にかかわらず、控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうかの判定をする場合の所得金額から除外することになります。

